

週休2日工事（発注者指定型）の積算方法について（森林土木工事）

「治山林道必携」による計算の場合

積算方法

○労務費

- ・労務単価（夜間、時間外等の補正後）【円未満切捨】
＝労務単価×夜間及び時間外等による補正係数
- ・労務単価（週休2日の補正後）【円未満切捨】
＝労務単価（夜間、時間外等の補正後）×週休2日補正係数

○機械経費（賃料）

- 機械賃料（週休2日の補正後）【円未満切捨】
＝機械賃料※×週休2日補正係数
- ※機械賃料は、「岡山県公共工事建設資材等単価決定要領及び同運用」に基づき決定した単価

○共通仮設費率

- ・共通仮設費率（補正前）【小数第3位四捨五入2位止め】
$$K_r = A \cdot P^b$$

 K_r ：共通仮設費率（%）
 P ：共通仮設費対象額 A 、 b ：工種毎に決まる係数
- ・共通仮設費率（施工地域補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝共通仮設費率（補正前）×施工地域補正係数
- ・共通仮設費率（週休2日の補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝共通仮設費率（施工地域補正後）×週休2日補正係数

○現場管理費率

- ・現場管理費率（補正前）【小数第3位四捨五入2位止め】
$$J_o = A \cdot N p^b$$

 J_o ：現場管理費率（%）
 $N p$ ：対象純工事費 A 、 b ：工種毎に決まる係数
- ・現場管理費率（施工地域等補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝現場管理費率（補正前）×施工地域補正係数＋補正值
- ・現場管理費率（週休2日の補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝現場管理費率（施工地域等補正後）×週休2日補正係数

○市場単価・標準単価

- ・市場単価・標準単価（週休2日の補正後）【円未満切捨】
＝市場単価・標準単価（基準額）×週休2日補正係数
- ・市場単価・標準単価（施工規模等の補正後）【円未満切捨】
＝市場単価・標準単価（週休2日の補正後）×施工規模等の補正係数

※市場単価・標準単価は、週休2日の補正【円未満切捨】→施工規模等の補正【円未満切捨】の順に補正する。

(令和7年8月1日単価適用日以降)

週休2日工事の補正係数について

(「森林土木工事」の場合)

○ 労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費率・現場管理費率の補正係数

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
通期	1.02	1.02	1.02	1.03
月単位	1.04	1.02	1.03	1.05

- ※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。
※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

○ 市場単価・標準単価の補正係数

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス配接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04

名称	区分	通期	月単位
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

※ 簡易吹付法砕工（物価資料掲載以外の市場単価）については、吹付砕工を準用

・「土木工事標準単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	通期	月単位	名称	区分	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	防草シート設置工		1.01	1.03
高視認性区画線工		1.02	1.04	紫外線硬化型FRPシート設置工	固定足場	1.01	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.03	(ポリエステル樹脂)	高所作業車	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	塗膜除去工		1.02	1.04
	人力	1.02	1.04	バキュームプラスト工		1.01	1.01
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
排水構造物工		1.02	1.04		撤去	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04
表面被覆工	固定足場	1.01	1.02	機械式継手工		1.02	1.04
(コンクリート保護塗装)	高所作業車	1.01	1.02	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	ノンコーキング式		1.01	1.01
	高所作業車	1.02	1.04	コンクリートひび割れ誘発目地設置工			
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
	高所作業車	1.02	1.04	侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04
剥落防止工	固定足場	1.02	1.04	支承金属溶射工		1.02	1.04
(アラミドメッシュ)	高所作業車	1.02	1.04	耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）		1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	設置工			
	高所作業車	1.02	1.04				

○ その他

- ・積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用します。